

令和7年度税制改正要望事項（新設）

（防衛省大臣官房会計課）

項目名	防衛力強化にかかる財源確保のための税制措置											
税目	—											
要望の内容	<p>我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保するため、税制部分について、「防衛力整備計画」、「令和5年度税制改正の大綱」、「令和6年度税制改正の大綱」、「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第74条」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえた税制措置を要望。</p> <table border="1" data-bbox="887 831 1503 999"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 抜本的に強化される防衛力は、将来にわたって維持・強化していかなければならず、この防衛力を安定的に支えるために必要な、安定的な財源を確保することは重要な課題。この点、「防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定 閣議決定）」においては、2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの同計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>その上で、税制措置については、「令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）」では、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとされており、「令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）」、「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第74条」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）」において適当な時期に必要な法制上の措置を講ずることとされている。</p> <p>財源の確保は防衛力の抜本的強化のため不可欠なものであることから、防衛省として、改めて既往の閣議決定にある措置の実施による財源の確保を要望することとする。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昨年から引き続き要望するもの。	